

台風など異常気象時における登下校について

1 生徒の登校する以前に、知多地域全域あるいは知多市に「暴風警報」が発令されている場合

- (1) 警報が発令されているときは、登校しないで自宅待機をする。
- (2) 6：30までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行う。
- (3) 6：30～11：00までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経ってから当日の授業を始める。
- (4) 11：00を過ぎた後、警報が継続されている場合は、授業は行わない。

2 生徒の登校する以前に、知多地域全域あるいは知多市に「大雨・大雨洪水警報」が発令されている場合

・平常どおりの授業を行う。ただし、朝部は中止する。

*登校しなければならない時でも、自分の通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合欠席とならない。

3 生徒の登校後に、知多地域全域あるいは知多市に「暴風 警報」が発令された場合

- (1) 通学路等の安全が確認された場合は、下校する。
- (2) 通学路等が危険な状態の場合は、学校待機とする。